

医学薬学教育部博士後期課程 薬科学専攻 学位論文評価基準

(審査体制)

1. 論文審査委員は3人以上により構成する。ただし、うち1人は原則として指導教員又は紹介教員とする。
 - ・主査は、指導教員及び協力研究室教員を除き選出するものとする。
 - ・副査は、2人を選出するものとし、少なくとも指導教員及び協力研究室教員を1人以上含むものとする。
2. 富山大学大学院医学薬学教育部長が必要と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を論文審査委員とすることができます。

(審査方法)

1. 指導教員又は紹介教員の許可を得て、研究業績発表会(以下「発表会」という。)の申込みを行う。
2. 発表会開催の可否を決定する。
3. 論文審査に先立ち、発表会において発表を行う。
4. 発表会終了後、学位論文提出の可否を決定する。
5. 博士の学位論文の審査を申請する。
6. 学位論文受理後、論文審査委員による学位論文審査及び試験を行う。
7. 論文博士の場合は上記に加え、論文審査委員による学力の確認を行う。

(評価項目)

1. 法令・研究倫理の遵守
 - ・研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
 - ・必要に応じ、関連する委員会の承認を得ていること
2. 論文の体裁
 - ・題目が内容を適切に説明していること
 - ・明解で論理的な構成がとられていること
 - ・関連の先行研究を適切に引用していること
3. 研究目的
 - ・薬科学領域あるいは関連領域における研究の背景と目的が記述されていること
4. 研究方法
 - ・目的に沿った方法であること
 - ・研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること
5. 研究成果
 - ・新規性・独創性があること
 - ・結果が明確に記述されていること
 - ・得られた結果に基づいて、整合性・説得性のある結論が導かれていること
 - ・学術的または社会的な意義を有すること

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格(論文博士の場合は加えて学力の確認結果が可以上であること)をもって博士の学位論文として合格とする。